

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画記載頁	145ページ
-------	---------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	政策名 (基本施策名)	25 市民の相互理解と共生のこころを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。
------	-----------------------------	----------------	----------------------	---------------------	--

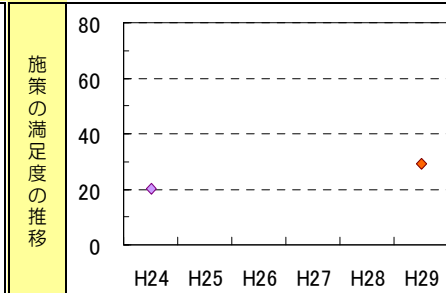
2 施策の取組状況

施策目標	すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合(%)	単年度目標値	48.7	54.0	55.5	57.0	58.5			60.0	A	中核市平均	実績値						
現状値		52.5%	実績値	52.5																
目標値(H29)		60.0%	単年度の達成度	107.8%																
① 施策指標		単年度目標値									実績値									
	現状値		実績値																	
	目標値(H29)		単年度の達成度																	
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)		調査結果	20.1%						—
	現状値		実績値																	
	目標値(H29)		単年度の達成度										目標値(H29)	29.3%	前年度からの増減					

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(−2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	◆児童虐待の防止啓発・相談支援体制の整備、DVの防止啓発・相談から自立支援に至るまでの総合的なDV対策、学校と家庭・地域が一体となった「いじめゼロ運動」の推進に重点的に取り組んだことに加え、東日本大震災後、絆の大切さが見直されたことが背景にもあり、子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合は、当初目標を達成した。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	---	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	人権啓発活動事業		権利擁護の支援	市職員、人権擁護委員、市内小学校、市民	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動（市内小学校への花の苗等の配付）	H16	職員の人権意識の向上を図るためには、人権に関する研修機会を継続的に確保することが必要であるため、国や県、人権団体が開催する人権に係る研修会等を周知し、職員の積極的な参加を促すなど、効果的な周知啓発を行っていく。 人権擁護委員に対しても人権に関する幅広い知識を身につける必要があるため、研修会等の情報提供を行い、参加を促していく。 また、人権啓発をより効果的に行うため、人権週間等における関係課と連携したパネル展示の実施や人権擁護委員と連携した取組を検討していく。
2	宇都宮人権擁護委員協議会負担金		権利擁護の支援	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の事業運営の助成	—	市民の人権意識の高揚を図るためには人権擁護委員の活動が重要であることから引き続き支援していく。
3	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金		権利擁護の支援	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会	・人権講話、人権相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	S30	市民の人権意識の高揚を図るとともに人権問題を解決するため、人権講話や人権相談等の人権擁護委員の活動を引き続き支援する。
4	児童虐待防止事業	○	虐待防止対策の強化	児童(18歳未満)	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	H13	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、母子保健事業や関係機関との連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応するとともに児童虐待防止等に関する地域組織の整備を促進する。
5	家庭児童相談室	○	虐待防止対策の強化	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	S40	相談内容の多様化・複雑化に対応し、児童や保護者に適切な支援を行うため、職員の専門性や機能等を含めた受付体制の充実を図るとともに、臨床心理士の有効活用を図る。
6	高齢者虐待防止事業	○	虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	H18	虐待を受けているおそれのある高齢者を支援するとともに、高齢者虐待を防止するための周知・啓発活動に取り組んでいく。
7	障がい者週間啓発事業	○	虐待防止対策の強化	市民	・障がいに対する普及啓発活動の実施	H12	障がいや障がい者の理解促進に向け、広く市民へ啓発する効果的な機会であることから、より効果的な手法を検討しながら、事業を継続する。
8	女性相談事業	○	相談体制の充実	市内在住もしくは勤務の家庭内などの問題に悩む女性	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施	H18	女性相談件数は年々増加しており、内容も多様化・複雑化していることから、迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にするなど、相談体制の充実を図る。
9	DV対策推進事業	○	DV未然防止対策の推進 DV被害者の自立支援の充実	・市民、生徒、教育関係者 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・啓発パンフレットの配布 ・「居場所」における自立支援事業の実施	H20	配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、中学生以上を対象に、DV・デートDV防止啓発出前講座や啓発パンフレットの配布、街頭キャンペーン等の事業に取り組む。 また、一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同伴家族の心身回復や早期自立を図るため、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施する。
10	民間団体DV被害者支援事業補助金	○	DV被害者の自立支援の充実	認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎ	・民間団体が行うDV被害者支援事業（民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業）に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の2分の1を補助	H22	DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への補助は有効な手段であることから、今後も利用状況を踏まえながら支援していく。
11	いじめゼロ運動の実施	○	人権教育の推進 いじめゼロ運動の推進 いじめに関する教育相談事業	市立小・中学校に通う児童生徒を中心とする市民	・いじめゼロリボンの配付 ・いじめ根絶集会の実施 ・いじめゼロポスターの作成・配付	H20	いじめは大きな社会問題となっていることから、道徳教育を核とした心を育む教育を行うとともに、児童会・生徒会を主体としたいじめ根絶集会等の取組の充実を図る。 また、PTAや魅力ある学校づくり地域協議会と連携した活動等の推進により、学校や家庭、地域と一体となった「いじめゼロ運動」を推進する。
12	平和のつどい実行委員会交付金		平和のつどいの開催	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付	H12	市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要なことから今後も継続して支援していく。 平和のつどいに関しては、更に充実した事業となるよう、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等の支援を行っていく。 平和の語り継ぎ講演会の講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少が課題であり、それに対応する効果的な手法を検討していく。
13	平和親善大使広島派遣事業		平和月間事業の推進	市内中学生	・市内中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・中学校における平和語り部講演会の実施	H12	平和の尊さへの思いの継承を図るため、引き続き、平和親善大使として中学生を広島市へ派遣する。また、派遣生徒以外の生徒にも広く啓発を図る必要があることから、引き続き、市内中学校において平和語り部講演会を実施するとともに、派遣生徒による積極的な学校での報告等を促す。
14	平和啓発事業推進補助金		平和月間事業の推進	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	H21	市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組を進めていく必要があることから、引き続き支援を行う。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権施策の推進については、市民意識調査においても高い住民・社会ニーズに応じていくことが求められている。 ◆子どもから高齢者、障がい者等の人権が尊重され、生き生きと生活することができる社会にするために、関係機関や地域との連携強化を図ることが必要である。 ◆DV被害をはじめとする女性相談や児童虐待相談の内容が多様化・複雑化しているため、迅速かつ適切に対応できるよう関係機関等の連携を強化することが必要である。 ◆いじめは大きな社会問題となっており、未然防止と早期発見・早期対応の取組を一層充実させることが必要である。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権に関する意識を高めるためには、市民生活のあらゆる場面における啓発や各分野の特性に応じたきめ細かな対応が必要であり、庁内外の関係機関や地域の連携などによる取組を充実するなど、より一層の施策推進に取り組んでいく。 <p>〈主要事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「虐待防止対策の強化」については、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、効果的な周知啓発を行うとともに、多様化・複雑化する相談内容に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域の連携強化を図るなど、相談・支援体制の充実を図る。 ◆「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、DV根絶に向け、関係機関等との連携を強化し、全市一体となって取り組むため、「(仮称)第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し(平成26年3月策定予定)、DVの未然防止、相談体制の充実、被害者の自立支援等のDV対策の更なる推進を図る。 ◆「いじめゼロ運動の推進」については、道徳教育を核とした心を育む教育を行うとともに、児童会・生徒会を主体としたいじめ根絶集会等の取組の充実を図る。また、PTAや魅力ある学校づくり地域協議会と連携した活動等の推進により、学校や家庭、地域と一体となった「いじめゼロ運動」を推進する。 <p>〈その他個別事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平和親善大使広島派遣事業については、派遣生徒以外の生徒にも広く啓発を図る必要があることから、引き続き、市内中学校において平和語り部講演会を実施するとともに、派遣生徒による積極的な学校での報告等を促す。